

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」
に対する意見の募集について

令和元年10月に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を全面施行したところですが、条例に基づく見直し規定を踏まえ、令和7年度に条例に基づく滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会のもとに条例見直し検討部会を設け検討を行ってきました。この条例見直し検討部会において、様々な立場の方に参画いただいて議論を行い、令和8年3月に同委員会から知事の諮問に対する答申がありました。

この答申を受け、今般、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」を作成しましたので、その内容を公表し、以下のとおり広く皆様からのご意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見に関しては、県の考え方を整理したうえで県ホームページ等において公表することとしており、個別には回答いたしません。

1 公表する資料

- (1)「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」の概要
- (2)「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」要綱(案)
- (3)「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を改正する条例案」新旧対照表(案)
- (4)「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」現行条例の概要、取組状況

2 公表の方法

県ホームページに掲載のほか、障害福祉課(県庁新館2階)、県民活動生活課県民情報室(県庁新館2階)、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および県立大学に資料を備え付けます。

なお、合同庁舎行政情報コーナーを除く各場所には、各資料の点字版を備え付けています。また、県ホームページには各資料の点字ファイルを掲載しています。

3 ご意見の募集期間

令和8年8月6日(木曜日)から9月5日(土曜日)まで(必着)



4 ご意見の提出方法および提出先

- (1) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力
<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/surveys-alias/kyousei-jourei>
- (2) 郵送 〒520-8577(住所の記載は不要) 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
- (3) ファックス 077-528-4853
- (4) 電子メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

5 問合せ先 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係

電話 077-528-3542(直通)

ファックス 077-528-4853

電子メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

6 その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名、電話番号を明記してください。(ご意見以外の内容は、公表しません。)
- (2) 電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- (3) 電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に記載してください。
- (4) 提出に際し、配慮が必要な場合には個別にお問い合わせください。